

十勝圏広域消防運営計画について

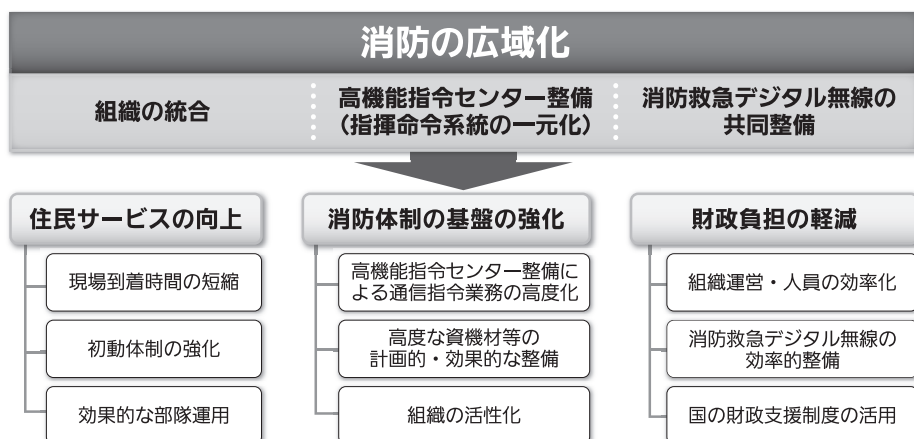
近年、少子高齢化の急速な進行に伴う人口の減少、災害や事故の多様化および大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、今まで以上に効率的・効果的な消防体制の充実強化を図るため、消防を広域化することにより、行財政上の様々なスケールメリットが享受できると考えられることから、十勝の19市町村間で協議・検討を重ねてきました。

十勝圏複合事務組合では、昨年12月から1月にかけて実施したパブリックコメントで提出のあった意見や十勝管内の市町村議会における議論の状況を踏まえ、3月28日に「十勝圏広域消防運営計画」を策定しました。

この「十勝圏広域消防運営計画」は、消防組織法第34条の規定に基づき、広域化後の十勝圏域における消防行政の円滑な運営の確保に関して必要な事項を定めるものです。

なお、パブリックコメントの実施結果や十勝圏広域消防運営計画の本文、資料編などは、十勝圏複合事務組合のホームページでご覧いただけます。



広域化により、住民サービスの向上、消防体制の基盤の強化、財政負担の軽減の3点で効果が期待されます。

広域化による効果

広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 組織

(1) 消防本部

位置は現帯広市消防本部、名称は「とかち広域消防局」とし、広域化時点では、総務課、消防課、救急救助課、情報指令課および予防課の5課制とします。また、指揮命令権は、消防局長に一元化し、可能な限り消防署長に権限を付与し、地域に密着した消防サービスを維持します。

(2) 消防署

災害出動に関しては、市町村の区域を撤廃し、直近署所からの出動を基本に、新たな出動計画および区域を定めます。

(3) 勤務態勢

広域化時点では、現状の勤務形態を継続し、広域化後5年時点で二部制への統一を目指します。

(4) 広域化後の定員配置

消防本部の統合および通信指令業務の一元化により、消防局の定員を68人とします。

(5) 採用計画

帯広市の採用試験の例により一次試験、二次試験を消防局が行い、

三次試験を採用予定市町村(消防署)で実施します。

(6) 職員の配置

町村職員の消防本部への派遣は、ローテーションとし、期間は、原則3年以上とします。また、勤務地居住を基本に、消防署間の異動については、市町村(消防署)から要望のあった場合に行うことを基本として、異動期間後は、採用市町村(消防署)へ帰任することとします。

2 職員の処遇等

(1) 任用

消防職員は、市町村との円滑な連携を図るため、構成市町村職員の身分を併任します。

(2) 給与制度(給料・諸手当)

広域化後5年時点で、3年間の現給保障を行いつつ、帯広市の制度に一元化することを基本とし、それまでの間は、広域化前の例によるものとします。また、広域化後に採用する職員については、採用時から帯広市の給与制度を適用することを基本とします。

(3) 退職手当制度

広域消防組合が北海道市町村職員退職手当組合に加入(新規採用職員を含む。)し、広域化前の例により費用を負担しますが、帯広市

からの派遣職員は、帯広市条例の規定によるものとします。

(4)階級

消防局長を「消防正監」、消防次長を「消防監」、消防署長を「消防監又は消防司令長」とし、その他の階級は、広域化後5年時点で帯広市消防本部の階級に統一します。

(5)福利厚生

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度等は、関係法規に基づき適切に実施します。

(6)教育・訓練・研修等

消防局において消防学校教育計画・各種研修計画を作成し、各種研修を実施しますが、研修要員を一元的に確保できるまでの間は、人的対応および財政負担を消防署単位として実施します。

(7)貸与物品

被服等は、仕様を統一しますが、広域化前の貸与物品は、当分の間使用できるものとします。

3 施設設備

(1)消防施設等計画

消防局が各市町村の整備計画を取りまとめ、庁舎・水利・車両等の整備計画を策定します。

(2)通信施設

高機能指令センター及び消防救

急無線については、広域消防の業務開始に併せて運用開始するため、平成27年度中に整備完了するよう十勝圏で共同整備を進めます。

4 経費負担等

(1)経費負担方法

本部経費負担	署所経費負担 (退職手当を除く)
市町村均等割 20%、 人口割 80% ただし、帯広市消防 事務兼務職員 10 名 分 帯広市 100%	管轄市町村の負担 ただし、区域外出勤 分は共通経費から実 態に応じて配分

(2)財産の取扱い

既存財産は、無償で広域消防組合に貸与し、債務は引き継がないものとします。

(3)物品購入・契約事務等

財務・契約関係諸規定については、帯広市の関係規定を基本に制定します。なお、物品購入等については、特別な経費を除き、管轄市町村の地元発注を基本とします。

(4)手数料等手数料等の歳入については、広域化前の例により取り扱いのものとします。

5 その他必要な事項

広域化後においても、「自賄い方式」の解消に向けた検討などを行う協議の場を確保します。また、組織統合に伴い必要となるシステム等の効率的な整備を図ります。

防災等に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携確保

(1)消防団の位置付け
現行の組織体制や制度を受け継ぎ、市町村ごとに条例、規則等を整備します。

(2)通常時の連携体制

広域消防組合と消防団との定期的な連絡会議を開催するほか、消防団の事務は、広域消防組合の消防職員を市町村職員として兼任し、現行同様に事務を行います。

(3)災害時の連絡体制

原則、消防団は広域的な活動は行わないものとします。(現行の近隣市町村への応援や協定等による相互応援を除く。)

また、消防団への出動命令(招集)は、市町村長によるほか、事前計画に基づき、消防局長が行い、災害現場では、管轄する消防署長の所管の下に行動するものとします。

2 医療機関との連携

十勝メディカルコントロール協議会を基本として協議する場を設け、救急の高度化および救急搬送体制の強化並びに円滑化を図るものとします。

※十勝メディカルコントロール協議会

北海道十勝総合振興局、管内6消防本部、地域医師会・医療機関で構成され、消防機関と医療機関の連絡調整、業務手順やマニュアル等の作成、医師による指示体制の整備、事後検証体制の確保並びに救急救命士の研修機会の確保に関する支援等の役割を担う機関。



▲北海道防災航空隊連携訓練の様子